

第 2 7 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 27 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 8 年 3 月 27 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、第 27 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について |
| 日程第 5 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| 日程第 6 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知のついて |
| 日程第 7 | 非農地証明願について |
| 日程第 8 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第 10 | 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子
13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

18 番	佐藤 邦夫	21 番	渡邊 政夫
------	-------	------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第27回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、1番木皿清委員、2番渡邊等委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理しております。今回報告いたします4件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、1件受理しております。今回報告いたします届出は、相の原地区での長屋住宅建築に係る転用1件でございます。なお、この届出については、農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理しております。今回報告いたします1件の届出は、住宅敷地の一部として利用するものでございます。なお、この届出については、農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。今回は、合意解約通知を1件受理しております。所有者が自作するために解約するものとなっております。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田（幸）委員		特に問題はありませんが、所有者が自作するということですので年齢とか何を作るのかはしっかりしているのか。農地を農地としてきちんと管理できる状態なのか確認をさせてください。
橘川係長		手元に年齢が分かるものがなく申し訳ございません。今回解約する所は田となっておりますが、自宅の前の農地でヘーゼルナッツを作るということで解約となっております。この方の年齢は60歳代のはずで、労働力としてはこの方と母の二人で耕作するということになっております。
議	長	他にご意見等がありますか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。

古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱 議 長	議案書の5頁をご覧ください。報告第5号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、1件受理しております。願出人、土地の所在、面積等については議案書に記載のとおりです。経過については、過去に農地法の届出を行い駐車場へ転用したが、地目変更登記が未了であったため、証明願があったものです。当該証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっており、事務局において調査、検討し、非農地証明を交付しております。
議 長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議 長	ないようですので、報告第5号を終了いたします。
議 長	日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱 議 長	議案書の6頁から7頁、議案関係資料の1から8頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回は4件となります。
議 長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
渡 邊 政 夫 推 進 委 員	議案の6頁、位置図は1から2頁です。農地法第3条の規定による許可申請についてで、賃貸借権の設定になります。23日に菅井委員、小田原委員、佐藤推進委員と私の4名と事務局で現地調査を行いました。借受人側は従事される方に立会いしていただきました。障害者就労支援事業として農業を行うということです。場所は位置図にあるビニールハウスとそれに付随する畑も全部お借りしたいということです。作付けは南の方にアスパラガス、北の方にはレモン、その隣のビニールハウスは壊れておりますが屋根を張り、トマトなどの野菜を作りたいそうです。もとは野菜を作っているハウスではないので中に資材があり、片付けをしなければならないので、ハウスの方は土壌改良や資材の片づけ、屋根の張り替えなどがあり、1、2年後に耕作すると考えているということです。レモンは植え付けではなく鉢に植えて、寒さもあることから冬は囲えるよう、動かせるように鉢植えて作っていきたいということです。野菜は葉物ですぐに栽培できるような形でやりたいということです。常時従事者に関しましては4名おり、その他に就労者、臨時の雇用で15人から20人を見込んでいます。これまでは別のところで農作業をやってきていますが、賃金を安定させたいということでこの場所を借りて作付けをしたいということでした。法人は農業に参入する場合の要件として一般法人も賃貸借であれば大丈夫ということです。契約に解除の条件があること、地域における適切な役割分担のもと農

		業を行うこと、業務執行役または重要な使用人が1人以上農業に常時従事することとなっております。この要件を満たしており、今回は大丈夫ということで4名の担当委員と見てまいりました。賃料は年額●●万円と伺っています。就労する方々の賃金を安定させるために役員が一生懸命やるということでした。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田（幸）委員		5年程前に本部が長野県にある福祉施設が30a同じような理由で借りるということで審議されて総会でも可決して貸すことになったが、様々な問題が出てきてしまったことから、すぐに返却してしまったことがありました。今回は説明もしっかりあり理解しましたので問題はないと思いますが、継続的にここの農業経営を見守りながら支援していかなくてはいいないと思いました。過去に事例があったので継続的に支援する形で見守りたいと思いましたので意見いたしました。
議	長	事務局との打ち合わせで1年に1回、営農状況の報告を出すと伺っていますので事務局詳しく説明をお願いします。
橘川係長		今回の賃貸借は解除条件付きで、一般法人であれば通常、賃貸借はできませんが、契約書には耕作されていない場合は解除するという条項を入れていただくということと、解除条件付きで借りる場合は必ず年に1回法人が適正に耕作されているか農業委員会に報告していただき、耕作しているか確認する必要があります。なお、新規で地域で入って耕作されるので、サポートいただくようお願いいたします。
議	長	他に質問ありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号2について、担当委員から説明願います。
小田原委員		議案書の6頁、位置図の3から4頁をご覧ください。田と畑がありますが現状は畑になっておりました。当日5名で現地調査をし、借受人が立会いました。今回の借り入れ目的は規模拡大のための借り入れです。イタリアのネギのような野菜を作るとのこと、機械も購入し、現状も研究熱心

議	長	で一生懸命にやっているようです。ご審議よろしくをお願いします。
		ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号2については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号3、4については、賃借人が同一の者であり関連性があるため、一括審議といたします。担当委員から説明願います。
佐藤推進委員		3月23日に現地調査を行いました。整理番号3番ですが貸付人から以前より借りていて再契約するものです。今までも作付けしており、問題はないと思います。現地を確認した結果、耕耘されており、次の準備も整っているようで大丈夫と思いました。続いて整理番号4番です。この土地は以前、違う人が作っていましたが、高齢で耕作できないということで、貸付人から借受人に作業を委託している土地です。ここもしっかり耕耘されており、畔塗りもしている段階でしたので、もうやれる条件は揃っておりますのでここも問題ないと確認してまいりました。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号3、4については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3、4については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第9、議案第2号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古積事務局長 事務取扱		別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第

		3 項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。促進計画（案）の 1 から 2 頁をご覧ください。今回対象となる農地は、賃借権設定が 29 件、104 筆で、面積は 292,232.32 m²、でございます。貸付期間は 10 年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 5 項に係る貸付相手の要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の 34 頁から 38 頁に添付しております。 なお、申請番号 2 ●●●●氏所有の一筆、申請番号 27、28 以外は、現在も農用地利用集積等促進計画に基づいて、受け手が耕作している土地です。なお、今後の地域計画の見直しにより、譲受人が耕作することに変更する予定です。今後の事務処理については、本日農業委員会が決定する意見を農地中間管理機構に提出し、機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、機構から市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の促進計画の公告は令和 8 年 4 月 24 日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、申請番号 1 番から 26 番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。1 番 木皿清委員は、除斥となります。 （1 番 木皿委員 退席）
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 （挙手なし）
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号 1 番から 26 番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 （挙手多数）
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号 1 番から 26 番は、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 （1 番 木皿委員 着席）
議	長	木皿清委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	つづいて、27 番から 29 番について、質疑、ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 （挙手なし）

議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号27番から29番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 （挙手多数）
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号27番から29番は、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第10、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」をご覧ください。市街化区域内の農地について、利用権設定の申出があったもので、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第11項の規定に基づき、農業委員会から農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。促進計画（案）の要請についての1から2頁をご覧ください。今回対象となる農地は、賃借権設定が1件、3筆で、面積は2,551㎡でございます。貸付期間は10年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項に係る貸付相手の要件を満たしております。なお、農地の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」の4頁に添付しております。なお、現地については、農地としてしっかり管理されていることを担任委員会の現地調査で確認いただいております。今後の事務処理については、農地中間管理機構に促進計画案の要請を行い、農地中間管理機構が促進計画を定めることとなります。その後、機構から市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の促進計画の公告は令和8年5月25日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長 田 （ 幸 ） 委 員		普通は中間管理機構を通さない場合は農地法でやりますが、農地法ではなくあえて中間管理機構に要請するのは農地法の何が欠点でこのような手続きをするのか分かっている範囲で教えてください。
橘 川 係 長		今回の借受人は一般法人で、本来であれば、議案第1号の借り受ける法人と同じで解除条件付きで手続きを取っていただくのですが、今回の借受人は拠点として南長谷では農業をやられていて、これからもっと広がっていきたいというところで中間管理機構を通すとメリットとして、お金の手続きなどを中間管理機構でやっていただけるということで、規模拡大を見越

		して地権者とのやり取りを簡素化するために、今回は中間管理機構を選んだという経緯がございました。
長田（幸）委員		そうすると、市街化区域でも要請を出せば中間管理機構が地代の処理等の手続きしてくれるということですね
橘川係長		今までは利用権の設定ができなかったのですが、令和7年4月1日に地域計画ができて法律が変わって、市街化区域も要請をして農業委員会の方で案を出すことが認められれば市街化区域も中間管理機構を使えるということになります。
議	長	他にありませんか。
		（挙手なし）
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
		（挙手多数）
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第27回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
		午後2時10分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 1 番 _____

委員 2 番 _____